

おくやみハンドブック

ご遺族のための手続案内

豊 田 市
Toyota City



ご遺族の皆様へ

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な方が亡くなった悲しみの中、市役所で行う手続に関して、ご遺族の不安や負担を少しでも軽減できるよう、「おくやみハンドブック」を作成しています。

手続の一助となれば幸いです。

市役所での手続の手順

◆ おくやみコーナーを利用する方

詳細は 2 ページをご覧ください。

ステップ 1

おくやみコーナーを予約する

LINEまたは電話で予約してください。



ステップ 2

必要な持ち物を準備する

おくやみコーナー予約時または予約後に必要な持ち物をお伝えしますので、準備してください。



ステップ 3

おくやみコーナーで、手続を行う

必要な持ち物を持参して、おくやみコーナーへご来庁ください。

◆ 自分で手続を行う方

詳細は 3 ページ以降をご覧ください。

ステップ 1

必要な手続を調べる

手続早見表 (3～6 ページ) を確認し、必要な手続を調べてください。



ステップ 2

必要な持ち物を準備する

該当する手続の詳細 (7 ページ以降) を確認し、必要な持ち物を準備してください。

喪主や相続人等が来庁できない場合に委任状を必要とする場合があります。委任状の有無について、不明な点があれば各窓口へお問い合わせください。
※51 ページに委任状の参考様式があります。



ステップ 3

該当する窓口で、手続を行う

必要な持ち物を持参して、該当する手続の窓口へご来庁ください。

おくやみコーナーのご案内

身近な方が亡くなった際には、様々な手続きが必要となります。ご遺族が少しでも不安や負担なく手続きが行えるよう「おくやみコーナー」を開設しています。

おくやみコーナーでできること

- 国民健康保険や後期高齢者医療制度の葬祭費支給申請などの手続きが、ワンストップで行えます。
- 亡くなった方の氏名、住所、生年月日など、基本的な情報を印字した申請書をご用意します。
- おくやみコーナーでできる手続き以外について、担当窓口をご案内します。



予約方法について

完全予約制です。予約受付日から**3 開庁日以降の予約**ができます。
ただし、午後 4 時以降に受け付けた場合は 4 開庁日以降の予約となります。

① 専用電話

☎ 0565-34-6080

※おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

受付時間

午前 8 時 30 分～正午、

午後 1 時～午後 5 時

※土、日、祝日、12/29～1/3 を除く

② LINE

LINE 予約用
二次元コード



※いつでも予約いただけます。

※事前に豊田市 LINE 公式アカウントの友だち登録が必要です。

◆ 場 所 南庁舎 1 階 市民相談課

◆ 予約時間 ①午前 9 時～ ②午前 10 時 30 分～ ③午後 1 時 30 分～ ④午後 3 時～

◆ 利用することができる人 豊田市に住民登録があった人のご遺族

- ・おくやみコーナーでは、市役所での手続きのみをご案内しています。市役所以外の手続きはご自身でご確認くださいようお願いいたします。
- ・手続きが一度で終わらない場合もあります。また、内容によっては、おくやみコーナーで行えない手続きもあります。
- ・おくやみコーナーをご利用にならず、直接各窓口で手続きをしていただくこともできます。その場合、予約は不要です。
- ・ご事情により電話のご利用が困難な方については、FAX をご利用いただくことができます。事前に FAX (0565-34-6085) でお問い合わせください。

市役所での手続早見表

手続に必要な持ち物については、7ページ以降でご確認ください。

豊田市くらしの手続きナビでも確認することができます。

- ◆ 質問に「はい」「いいえ」「わからない」で回答していくことで、市役所で必要となる主な手続が見つかります。
- ◆ パソコン、スマートフォン双方に対応しています。



ご利用は
こちらから

区分	亡くなった方について	主な手続内容	ページ	担当課
住民	世帯主だった方	世帯主の変更 (必要な方のみ)	P.7	市民課 南1階
	印鑑登録証をお持ちだった方	印鑑登録証の返却		
	マイナンバーカード等をお持ちだった方	※返却手続不要	P.8	市民課 マイナンバーカード 交付窓口 南1階
税・土地家屋	市県民税または軽自動車税（種別割）が課税されていた方	相続人代表者指定の手続	P.9	市民税課 南2階
	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有されていた方	名義変更または廃車等の手続		
	土地・家屋・償却資産を所有されていた方	相続人代表者指定の手続	P.10	資産税課 南3階
	未登記家屋を所有されていた方	所有者の変更		
	市税に未納・滞納があった方	納付のご相談	P.11	債権管理課 南2階
	森林を所有されていた方	所有者の変更		森林課 足助支所北庁舎
	農地を所有されていた方	所有者の変更		農業委員会 事務局 西7階

区分	亡くなった方について	主な手続内容	ページ	担当課
健康保険	国民健康保険に加入されていた方（国保に加入されている世帯の世帯主だった方）	資格確認書等の返却 世帯員の国民健康保険資格確認書等の交換 葬祭費の支給申請 振込先口座の変更	P.13 P.14	国保年金課 南1階
	後期高齢者医療制度に加入されていた方	後期高齢者医療資格確認書等の返却 葬祭費の支給申請 送付先の変更 高額療養費等の振込口座の変更	P.15 P.16	福祉医療課 東1階
	職場の健康保険に加入されていた方	国民健康保険への加入	P.16	国保年金課 南1階
介護	65歳以上の方、または介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証等の返却 送付先の変更 介護認定申請取り下げ手続 介護サービス費等の振込口座の変更	P.17	介護保険課 東1階
子ども	児童手当を受給されている方	手当消滅届・額改定届等の手続 未支給及び新規申請	P.18	おやこ応援課 東2階
	●児童扶養手当 ●愛知県遺児手当 ●豊田市ひとり親家庭等支援手当を受給されている方	手当喪失の手続		
	ひとり親家庭となった方	手当申請の手続	P.19	福祉医療課 東1階
	子ども医療費受給者証をお持ちだった方	受給者証の返却		
	母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちだった方	受給者証の返却	P.20	

市役所での手続早見表

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	亡くなった方について	主な手続内容	ページ	担当課
障がい（児）者	●身体障がい者手帳 ●療育手帳 ●精神障がい者保健福祉手帳 をお持ちだった方	手帳の返却	P.21	障がい福祉課 東1階
	●豊田市心身障がい者扶助料 ●豊田市在宅重度心身障がい者手当 ●愛知県在宅重度障がい者手当 ●特別障がい者手当 ●障がい児福祉手当 等を受給されていた方	資格喪失等の手続	P.22	
	特別児童扶養手当を受給されている方	資格喪失等の手続 受給者の変更		
	(精神・心身) 障がい者医療費受給者証をお持ちだった方	受給者証の返却	P.23	福祉医療課 東1階
	自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院）をお持ちだった方	受給者証の返却		障がい福祉課 東1階
	障がい福祉サービス受給者証をお持ちだった方	受給者証の返却	P.24	
	愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方	亡くなった方の状況により手続が異なります。詳しくは担当課にお問い合わせください。		
その他福祉・医療等	B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票をお持ちだった方	受給者票の返却	P.25	感染症予防課 東4階
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証をお持ちだった方	参加者証の返却		

区分	亡くなった方について	主な手続内容	ページ	担当課
その他福祉・医療等	●特定疾患医療給付事業受給者票 ●先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票をお持ちだった方	受給者票の返却	P.26	保健支援課 東4階
	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった方	受給者証の返却		
	特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちだった方	受給者証の返却	P.27	保健支援課 特定医療費 専用窓口 東4階
	豊田市難病患者支援金を申請中だった方	未払い金の手続		
	戦傷病者手帳をお持ちだった方	手帳の返却	P.28	やすらぎ福祉総務課 東1階
	福祉電話訪問事業を利用されていた方	資格喪失届の提出		高齢福祉課 東1階
	緊急通報システム事業を利用されていた方	資格喪失届の提出と 機器の返却		
	犯罪被害により亡くなった方	支援金の支給申請		交通安全防犯課 南4階
くらし	水道の使用名義人だった方	使用者の変更 引落口座の変更	P.29	上下水道局 料金課 西1階
	水道給水装置の所有者だった方	所有者の変更		
	浄化槽の管理者だった方	浄化槽管理者の変更	P.30	上下水道局 下水道施設課 西2階
	市営住宅にお住まいだった方	退去または入居者異動 の手続		市営住宅管理事務所 豊田公営住宅 センター内
	市道等の占用許可を受けていた方	占用許可の変更		土木管理課 西6階
	し尿くみ取りを行っていた方	くみ取り券の廃止 くみ取り券の内容の変更	P.31	清掃業務課 清掃事務所
	古瀬間墓地公園の墓所を借りていた方	利用権の承継手続	P.32	やすらぎ福祉総務課 東1階
	犬を飼っていた方	犬の登録変更の手続		動物愛護センター 鞍ヶ池公園内

市役所での手続

1. 住民に関すること

世帯主だった方

手続詳細

世帯主だった方が亡くなった場合、死亡届の受付後に、同一世帯の配偶者、子の順に世帯主を変更しています。他の方を世帯主にされる場合は、届出が必要です。

※同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は13～14ページをご覧ください。

必要な持ち物

(世帯主を変更する場合) 事前にご相談ください。

期 限

——

問合せ先 市民課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6768

左記以外の
手続場所

支所

○

出張所

○

印鑑登録証をお持ちだった方

手続詳細

印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証をご返却ください。



印鑑登録証

必要な持ち物

☐ 印鑑登録証

期 限

お早めに

問合せ先 市民課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6733

左記以外の
手続場所

支所

○

出張所

○

マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・住民基本台帳カードをお持ちだった方

手続詳細

カードは廃止となりますが、返却の必要はありません。



マイナンバーカード



マイナンバー通知カード



住民基本台帳カード



必要な持ち物

—

期 限

—

問合せ先

市民課
マイナンバーカード交付窓口（南庁舎 1 階）
マイナンバーカードコールセンター
☎ 0570-083-130

左記以外の 手続場所

支所

○

出張所

○

2. 税・土地家屋に関すること

市県民税または軽自動車税（種別割）が課税されていた方

手続詳細

◆亡くなった方の相続人に送付する文書（※）を代表して受け取っていただく方（相続人代表者）を指定する手続が必要です。

※市県民税 税額決定（変更）通知書（市県民税の課税がある方）、軽自動車税（種別割）納税通知書（4月1日時点で車両を所有している方）等

◆軽自動車税（種別割）については、対象車両の納税及び名義変更等が済んでいる場合は手続不要です。

窓口以外での手続方法

LINEからも手続ができます。

ご利用はこちらから▶



- ・いつでもご利用いただけます。
- ・事前に豊田市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。

必要な持ち物

期 限

☐ 来庁される方の本人確認書類

お早めに

問合せ先 市民税課（南庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6617

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

原動機付自転車または小型特殊自動車を所有されていた方

手続詳細

名義変更または廃車等の手続が必要です。

必要な持ち物

期 限

【名義変更の場合】

☐ 来庁される方の本人確認書類

☐ 新所有者の免許証または住民票

（新所有者の住民票が豊田市に無い場合に必要 ※コピー可）

【廃車の場合】

☐ 来庁される方の本人確認書類

☐ 標識（ナンバー）

お早めに

問合せ先 市民税課（南庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6877

左記以外の
手続場所

支所

○

出張所

○

※以下の方は、市役所以外での主な手続（37ページ）もご覧ください。

- ・普通自動車、二輪軽自動車、二輪小型自動車を所有されていた方
- ・三輪、四輪軽自動車を所有されていた方

土地・家屋・償却資産を所有されていた方

手続詳細

新しい所有者が確定するまでの間、固定資産税に関する文書（※）を受け取っていただく方（相続人代表者）を指定する手続が必要です。

※固定資産税・都市計画税（変更）納税通知書
土地・家屋 固定資産税・都市計画税課税明細書
償却資産申告書（償却資産課税台帳） 等

窓口以外での手続方法

LINEからも手続ができます。

ご利用はこちらから▶



- ・いつでもご利用いただけます。
- ・事前に豊田市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。

必要な持ち物		期 限			
□ 来庁される方の本人確認書類		名義人が亡くなってから 3か月以内			
問合せ先	資産税課（南庁舎 3階） ☎ 0565-34-6618	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所
				×	

未登記家屋を所有されていた方

手続詳細

未登記家屋の所有者を変更する手続が必要です。

必要な持ち物		期 限			
未登記家屋補充課税台帳所有者変更申出書の裏面でご確認ください。		遺産分割協議終了後、 お早めに			
※申請書は資産税課で配布しています。または、市ホームページでもご確認ください。					
問合せ先	資産税課（南庁舎 3階） ☎ 0565-34-6618	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所
				×	

2. 税・土地家屋に関すること

市税に未納・滞納があった方

手続詳細

納税に関する手続や納付方法についてご相談ください。

必要な持ち物

事前にご相談ください。

期 限

お早めに

問合せ先	債権管理課（南庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6619	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×
------	-------------------------------	---------------	----	---	-----	---

森林を所有されていた方

手続詳細

相続した森林の登記が完了後、土地所有者変更の手続が必要となります。

必要な持ち物

事前にご相談ください。

期 限

相続登記完了後、お早めに

問合せ先	森林課（足助支所 北庁舎） ☎ 0565-62-0602	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×
------	---------------------------------	---------------	----	---	-----	---

農地を所有されていた方

手続詳細

相続した農地の登記が完了後、農業委員会への届出が必要となります。

必要な持ち物

事前にご相談ください。

期 限

相続登記完了後、お早めに

問合せ先	農業委員会事務局（西庁舎 7 階） ☎ 0565-34-6639	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×
------	-------------------------------------	---------------	----	---	-----	---

MEMO

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 健康保険に関すること

国民健康保険に加入されていた方

手続詳細

- ◆国民健康保険資格確認書等をご返却ください。
- ◆国民健康保険に加入している方の世帯の世帯主が亡くなった場合、国民健康保険資格確認書等の交換（世帯主名の変更）の手続が必要となります。
- ◆葬儀を行った方（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。
- ◆亡くなった方が国民健康保険の給付に関する振込口座を指定していた場合、振込先口座の変更の手続が必要となります。

愛知県 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 年 月 日	発効期日 令和 年 月 日
記号	番号	(枝番)
氏名		
生年月日	昭和 年 月 日	性別
適用開始年月日	平成 年 月 日	負担割合
交付年月日	令和 年 月 日	
世帯主氏名		
住所 豊田市		
見本		
保険者番号 230128		
交付者 豊田市		

資格確認書

愛知県国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限			
記号	番号	(枝番)	
世帯主	住所	見本	
氏名			
適用者	氏名		
	生年月日	適用区分	
発効期日			
交付年月日			
保険者番号並びに交付者の名称及び印 ※公印は黒色の電子印です。 230128 豊田市			

限度額適用認定証

※食事療養標準負担額減額認定証も同じ色です。

愛知県国民健康保険特定疾病療養受療証			
有効期限			
交付年月日			
認定疾病名		見本	
記号	番号		
被保険者	氏名		
	生年月日		
発効期日			
自己負担限度額			
保険者番号並びに交付者の名称及び印 愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市			

特定疾病療養受療証

必要な持ち物		期 限				
☐ 来庁される方の本人確認書類 【亡くなった方の資格確認書等の返却】 ☐ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方のみ） ☐ 限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ） ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） 【世帯員の方の国民健康保険資格確認書等の交換（世帯主変更）】 ☐ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方のみ） ☐ 限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ） ☐ （別世帯の方が手続される場合）新世帯主の印鑑 【葬祭費の支給申請】 ☐ 会葬礼状または葬祭領収書等の喪主の氏名が確認できるもの ※上記 2 点をお持ちでない場合のみ、火葬許可証も可 ☐ 振込先がわかる預金通帳等 ☐ （来庁者が喪主でない場合）喪主の印鑑、委任状（喪主からの申請の委任） 【振込先口座の変更】 対象の方には、国保年金課から連絡いたします。 【参考 手続の際に必要な持ち物】 ☐ 亡くなった方との関係がわかる戸籍謄本等 ☐ （別世帯かつ、相続人代表者以外が手続される場合）委任状		【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内 【それ以外】 お早めに				
問合せ先	国保年金課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6637 市民課※（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6768 ※国民健康保険資格確認書（お持ちの方のみ）の返却、交換のみ対応	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所	○
			※振込先口座の変更手続を除く手続に対応			

3. 健康保険に関すること

後期高齢者医療制度に加入されていた方

手続詳細

- ◆後期高齢者医療資格確認書等をご返却ください。
 - ◆葬儀を行った方（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。
 - ◆亡くなった方に送付する文書（※）を受け取っていただく方を指定（変更）する手続が必要です。
- ※後期高齢者医療 保険料額変更通知書兼納入通知書
保険料過誤納金還付通知書（保険料の還付金が発生した方）等
- ◆高額療養費等の振込口座について、亡くなった方の口座名義で申請されている場合は、振込口座変更手続が必要です。

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 令和 8 年 7 月 31 日
被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 性別 男
氏 名 広 域 太 郎 **見本**
生年月日 昭和 20 年 4 月 1 日
資格取得日 令和 6 年 1 2 月 2 日 交付日 令和 7 年 8 月 1 日
負担割合・発効期日 ● 割 令和 6 年 1 2 月 2 日
限度区分・発効期日 ● 令和 6 年 1 2 月 2 日
長期入院該当日
特定疾病区分・発効期日
保 險 者 番 号 3 9 2 3 4 0 0 0 **印**
保 險 者 名 愛知県後期高齢者医療広域連合

資格確認書

後期高齢者医療特定疾病療養受療証
交付年月日
認定疾病名
被保険者番号
被 住 所
保 險 者 氏 名 **見本**
生 年 月 日
発 効 期 日
保 險 者 番 号 並 び に 保 險 者 の 名 称 及 び 印

特定疾病療養受療証

愛知県内のみ有効
福祉給付金受給者証
公費負担番号 8 9 2 3 2 1 1 0
公費負担医療の受給者番号
住 所
氏 名 **見本**
生 年 月 日
有効期間
発行機関名 愛知県豊田市長 **印**
交付年月日
この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

福祉給付金受給者証

自立支援医療（精神通院）との併用が可能 愛知県内のみ有効
福祉給付金受給者証
公費負担番号 8 9 2 3 2 1 1 0
公費負担医療の受給者番号
氏 名 **見本**
生 年 月 日
住 所
有効期間
発行機関名 愛知県豊田市長 **印**
交付年月日
この証は、後期高齢者医療被保険者証及び自立支援医療（精神通院）受給者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

必要な持ち物	期 限
☐ 来庁される方の本人確認書類 【亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書等の返却】 ☐ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ） ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ☐ 福祉給付金受給者証（お持ちの方のみ） 【葬祭費の支給申請】 ☐ 会葬礼状または葬祭領収書 ※上記2点をお持ちでない場合のみ、火葬許可証も可 ☐ 振込先がわかる預金通帳等 ☐ （来庁者が喪主でない場合）喪主の印鑑 【高額療養費等の振込口座変更手続】 ☐ 相続人の振込先がわかるもの（預金通帳等）	【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【それ以外】 お早めに

問合せ先	福祉医療課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6959	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所	○
			※福祉給付金受給者証の返却及び 高額療養費の振込口座変更手 続は、旭・足助・稲武・小原・下 山・藤岡支所のみ対応			

職場の健康保険に加入されていた方

手続詳細						
職場の健康保険にご本人またはご家族として加入されていた方が亡くなった場合は、勤務先または加入先の健康保険組合等へ連絡する必要があります。 健康保険にご本人として加入されていた方が亡くなった場合で、ご家族の方が、健康保険の資格を喪失するときは、国民健康保険に加入する必要があります。 ※他の健康保険の被扶養者（ご家族）として加入する場合は、国民健康保険の加入は不要です。						
必要な持ち物	期 限					
事前にご相談ください。	お早めに					
問合せ先	国保年金課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6637	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所	○

4. 介護保険に関すること

65歳以上の方、または介護認定を受けていた方

手続詳細

- ◆介護保険被保険者証等をご返却ください。
- ◆亡くなった方に送付する文書(※)を受け取っていただく方を指定する場合は、手続が必要です。
- ※介護保険料納入通知書
 - 保険料過誤納金還付通知書(保険料の還付金が発生した方)
 - 介護保険給付費等支給決定通知書(給付費の支給決定を受けていた方)等
- ◆介護認定の申請中の場合、取り下げの手続が必要です。
- ◆亡くなった方の、1か月のサービス利用にかかる自己負担額がひと月の個人の上限額を超えた場合、高額介護サービス費が支給されます。

介護保険被保険者証

負担割合証

負担限度額認定証

必要な持ち物

- 【亡くなった方の被保険者証等の返却】
- ☐ 介護保険被保険者証
 - ☐ 介護保険資格者証 (お持ちの方のみ)
 - ☐ 介護保険負担割合証 (お持ちの方のみ)
 - ☐ 介護保険負担限度額認定証 (お持ちの方のみ)
- 【送付先の変更】
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- 【介護認定申請の取り下げ手続】
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- 【高額介護サービス費等の振込口座変更手続】
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - ☐ 相続人の振込先がわかるもの (預金通帳等)

期 限

お早めに

問合せ先	介護保険課 (東庁舎 1 階) ☎ 0565-34-6634	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所	○
			※介護保険被保険者証等の返却、 送付先の変更のみ対応			

5. 子どもに関すること

児童手当を受給されている方

手続詳細 ◆児童手当の対象となるお子さんが亡くなった場合、児童手当消滅または額改定の申請が必要となります。 ◆児童手当を受給されていた方が亡くなり、未支給の手当が発生した場合、未支給分の請求と新規の請求者を設定する手続が必要となります。						
必要な持ち物 【児童手当消滅届または額改定届の申請】 ☐ 来庁される方の本人確認書類 【児童手当未支給時の新規申請】 ☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ 児童手当受給対象児童の通帳 ☐ 児童手当新規請求者の通帳			期 限 亡くなった日の翌日から数えて15日以内			
問合せ先	おやこ応援課（東庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6966	左記以外の 手続場所	支所	☐	出張所	☐

児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当を受給されている方

手続詳細 ◆各種手当の対象となるお子さんが亡くなった場合、手当の喪失または額改定の手続が必要となります。 ◆各種手当の受給者が亡くなった場合、手当の喪失の手続が必要となります。未払分の手当がある場合は、対象のお子さんの口座に振込みいたします。						
必要な持ち物 【各種手当の喪失】 ☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ 児童扶養手当受給対象児童の通帳 ※事前にご相談ください。			期 限 お早めに			
問合せ先	おやこ応援課（東庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6966	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×

5. 子どもに関すること

ひとり親家庭となった方

手続詳細

配偶者が亡くなったことでひとり親家庭となり、18歳以下のお子さんを養育している方は、児童扶養手当等の受給の対象となる場合があります。

必要な持ち物

事前にご相談ください。

期 限

お早めに

問合せ先	おやこ応援課（東庁舎 2 階） ☎ 0565-34-6966	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×
------	-----------------------------------	---------------	----	----------------------	-----	---

子ども医療費受給者証をお持ちだった方

手続詳細

子ども医療費受給者証をご返却ください。

子ども医療費受給者証

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 子ども医療費受給者証

期 限

お早めに

問合せ先	福祉医療課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6743 市民課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6768	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所	○
------	--	---------------	----	---	-----	---

母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちだった方

手続詳細

母子・父子家庭医療費受給者をご返却ください。

愛知県内のみ有効

母 医療費受給者証	
受給者番号	
受 住 所	
給 氏 名	見本
者 生年月日	
有 効 期 間	
発行機関名 及 び 印	愛知県豊田市長 
交付年月日	

この証は、被保険者証（又は組合員証）に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

母子・父子家庭医療費受給者証

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 母子・父子家庭医療費受給者証

期 限

お早めに

問合せ先	福祉医療課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6743	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×
------	----------------------------------	---------------	----	----------------------	-----	---

MEMO

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

6. 障がい（児）者に関すること

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった方

手続詳細

各手帳をご返却ください。

身体障がい者手帳 豊田市 第 0000000000 号

平成〇年〇月〇日交付
平成×年×月×日再交付

写真 割印

氏名
生年月日

第〇種 〇級 豊田市 印

障がい名
〇〇による心臓機能障がい
〇〇による四肢運動機能障がい

個別等級
心臓 1-1
肢体下肢 4-5

再認定時期
令和〇年〇月

身体障がい者手帳

療育手帳

愛豊加児 第000000号

平成〇年〇月〇日交付
令和〇年〇月〇日再交付

旅客鉄道株式会社
運賃減額 第〇種

判定区分 〇

氏名
生年月日
性別
愛知県 印

本人

住 所
豊田市西町3丁目60番地
電話 0565-34-6751

保護者

氏名 続柄
保護者名 父

豊田市西町3丁目60番地
住 所
電話 0565-34-6751

判定の記録

判定区分 〇
身体障害 〇級
判定年月日 令和〇年〇月〇日
次の判定年月 令和〇年〇月

判定機関 西宮河内児童・障害者相談
愛豊加児株式会社 第〇種知的障害者

愛豊加児第000000号 氏名

予備欄

療育手帳

記載事項変更欄

変更年月日 年 月 日
変更事項 印

記載事項変更欄

変更年月日 年 月 日
変更事項 印

交 付 日 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日

(更新)
(更新)
(更新)
(更新)

愛知県 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律第45条の保険福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 各手帳

期 限

お早めに

問合せ先

障がい福祉課（東庁舎 1 階）
☎ 0565-34-6751

左記以外の
手続場所

支所

旭・足助・稲武・
小原・下山・藤岡

出張所

×

豊田市心身障がい者扶助料、豊田市在宅重度心身障がい者手当、愛知県在宅重度障がい者手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当等を受給されていた方

手続詳細						
豊田市心身障がい者扶助料や各種手当を受給されていた方が亡くなった場合、資格喪失等の手続が必要となります。未支給の手当がある場合、ご遺族の方に支払われます。						
必要な持ち物			期 限			
☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ ご遺族の方の通帳（未支給の手当がある場合）			お早めに			
問合せ先	障がい福祉課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6751	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×

特別児童扶養手当を受給されている方

手続詳細						
◆特別児童扶養手当の対象の障がい児が亡くなった場合、資格喪失の手続が必要となります。 ◆特別児童扶養手当の対象の障がい児の保護者（受給者）が亡くなった場合、資格喪失と新たな受給者の認定請求の手続が必要となります。						
必要な持ち物			期 限			
☐ 来庁される方の本人確認書類 ※事前にご相談ください。			お早めに			
問合せ先	障がい福祉課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6751	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×

MEMO

6. 障がい（児）者に関すること

（精神・心身）障がい者医療費受給者証をお持ちだった方

手続詳細

（精神・心身）障がい者医療費受給者証をご返却ください。

心身障がい者医療費受給者証

精神障がい者医療費受給者証

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 障がい者医療費受給者証

期 限

お早めに

問合せ先	福祉医療課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6743	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×
------	----------------------------------	---------------	----	----------------------	-----	---

自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院）をお持ちだった方

手続詳細

自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院）をご返却ください。

自立支援医療受給者証

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 自立支援医療受給者証

期 限

お早めに

問合せ先	障がい福祉課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6751	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×
------	-----------------------------------	---------------	----	----------------------	-----	---

障がい福祉サービス受給者証をお持ちだった方

手続詳細

障がい福祉サービス受給者証をご返却ください。

ももいろ 障がい福祉サービス 地域生活支援事業 受給者証			
交付			
受給者証番号			
支給決定障がい者等	居住地		
	氏名	見本	
	生年月日		性別
児童	氏名		
	生年月日		性別
障がい種別			
支給市町村名 豊田市 232116 及び 印 豊田市長  愛知県豊田市西町3丁目60番地 0565-34-6751 (直通)			

地域生活支援事業受給者証

みずいろ 通所受給者証			
交付			
受給者証番号			
通所給付決定保護者	居住地		
	氏名	見本	
	生年月日		性別
児童	氏名		
	生年月日		性別
支給市町村名 豊田市 232116 及び 印 豊田市長  愛知県豊田市西町3丁目60番地 0565-34-6751 (直通)			

通所受給者証

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ☐ 障がい福祉サービス受給者証

期 限

お早めに

問合せ先	障がい福祉課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6751	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×
------	--------------------------------	---------------	----	---	-----	---

愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方

手続詳細

愛知県心身障がい者扶養共済制度の加入者または対象の障がい者、年金の管理者が亡くなった場合、手続が必要となります。

必要な持ち物

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
- ※事前にご相談ください。

期 限

お早めに

問合せ先	障がい福祉課（東庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6751	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×
------	--------------------------------	---------------	----	---	-----	---

7. その他福祉・医療等に関すること

B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票をお持ちだった方

手続詳細

B型・C型肝炎患者医療給付事業
受給者票をご返却ください。

B型・C型肝炎患者
医療給付事業受給者票

必要な持ち物

☐ B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票

期 限

14日以内

問合せ先 感染症予防課（東庁舎 4階） ☎ 0565-34-6180

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証をお持ちだった方

手続詳細

肝がん・重度肝硬変治療研究促進
事業参加者証をご返却ください。

肝がん・重度肝硬変
治療研究促進事業参加者証

必要な持ち物

☐ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証

期 限

14日以内

問合せ先 感染症予防課（東庁舎 4階） ☎ 0565-34-6180

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

特定疾患医療給付事業受給者票または先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票をお持ちだった方

手続詳細

特定疾患医療給付事業受給者票または先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票をご返却ください。

必要な持ち物

☐ 特定疾患医療給付事業受給者票または先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票

期 限

お早めに

問合せ先

保健支援課（東庁舎 4階） ☎ 0565-34-6855

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった方

手続詳細

小児慢性特定疾病医療受給者証をご返却ください。

様式第3号

交付番号

小児慢性特定疾病医療受給者証

公費負担番号	受給者番号	申請区分
フリガナ	生年月日	
氏 名		
住 所		
診 記号及び番号	保険種別	
番 保険者名	適用区分	
疾患群番号	疾病名	
疾患群番号	疾病名	
保 氏 名	続 柄	
護 住 所		
負 月額自己負担額	重症患者認定	高額かつ長期
担 (医療費・食費)	人工呼吸器等装着	世帯内按分
指定医療機関		
児童福祉法に基づき指定された全国の小児慢性特定疾病医療機関		
有効期間	から	まで
上記のとおり認定する。		
年 月 日	豊田市保健所長	

見本

小児慢性特定疾病医療受給者証

必要な持ち物

☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証

期 限

お早めに

問合せ先

保健支援課（東庁舎 4階） ☎ 0565-34-6855

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

7. その他福祉・医療等に関すること

特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちだった方

手続詳細

特定医療費受給者証（指定難病）をご返却ください。

特定医療費受給者証

必要な持ち物

☐ 特定医療費受給者証（指定難病）

期 限

お早めに

問合せ先

保健支援課 特定医療費専用窓口
(東庁舎 4階) ☎ 0565-34-6059

左記以外の 手続場所

支所

×

出張所

×

豊田市難病患者支援金を申請中だった方

手続詳細

豊田市難病患者支援金を申請中の方が亡くなり、未払分の支援金がある場合は、指定されたご遺族の口座に振込みいたします。

必要な持ち物

☐ ご遺族の預金通帳

期 限

お早めに

問合せ先

保健支援課 特定医療費専用窓口
(東庁舎 4階) ☎ 0565-34-6059

左記以外の 手続場所

支所

×

出張所

×

戦傷病者手帳をお持ちだった方

手続詳細						
戦傷病者手帳をご返却ください。						
必要な持ち物			期 限			
☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ 戦傷病者手帳			お早めに			
問合せ先	やすらぎ福祉総務課(東庁舎 1階) ☎ 0565-34-6706	左記以外の 手続場所	支所	旭・足助・稲武・ 小原・下山・藤岡	出張所	×

福祉電話訪問事業を利用されていた方

手続詳細						
福祉電話訪問事業資格喪失の手続が必要となります。						
必要な持ち物			期 限			
事前にご相談ください。			お早めに			
問合せ先	高齢福祉課(東庁舎 1階) ☎ 0565-34-6984	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

緊急通報システム事業を利用されていた方

手続詳細						
資格喪失の手続が必要となります。緊急通報システム機器の貸与を受けていた方は、機器の返却が必要となります。						
必要な持ち物			期 限			
事前にご相談ください。			お早めに			
問合せ先	高齢福祉課(東庁舎 1階) ☎ 0565-34-6984	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

犯罪被害により亡くなった方

手続詳細						
豊田市犯罪被害者等見舞金の給付対象となる場合があります。						
必要な持ち物			期 限			
事前にご相談ください。			犯罪被害を知った日から1年以内 ※詳細はお問合せください。			
問合せ先	交通安全防犯課(南庁舎 4階) ☎ 0565-34-6633	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

8. くらしに関すること

水道の使用名義人だった方

手続詳細

水道の使用中止または使用者変更の手続が必要となります。

窓口以外での手続方法

使用中止の手続は市ホームページからできます。

ご利用はこちらから▶



必要な持ち物

—

期 限

お早めに

問合せ先

上下水道局料金課（西庁舎 1階）
☎ 0565-34-6654

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

水道給水装置の所有者だった方

手続詳細

相続手続後に、水道給水装置の所有者変更の手続が必要となります。

必要な持ち物

事前にご相談ください。

期 限

相続手続後、お早めに

問合せ先

上下水道局料金課（西庁舎 1階）
☎ 0565-34-6654

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

MEMO

浄化槽の管理者だった方

手続詳細						
- 浄化槽管理者の変更手続（浄化槽管理者変更報告書の提出）が必要となります。 - 浄化槽の使用を休止するとき（概ね1年以上）には、事前に清掃を行ってから休止の手続（浄化槽使用休止届出書の提出）を行ってください。 ※ 浄化槽を使用しなくなった場合、休止の手続を行うことで、浄化槽の維持管理の法的義務（清掃、保守点検、法定検査）が免除されます。 ※ 維持管理契約業者等への変更や休止の連絡は別途行ってください。						
必要な持ち物			期 限			
【休止の手続】 ☐ 休止前の清掃記録 （浄化槽清掃業者が発行したもの）			管理者変更：変更の日から30日以内 休止：休止前の清掃後、概ね30日以内			
問合せ先	上下水道局下水道施設課（西庁舎 2階） ☎ 0565-34-6964	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

市営住宅にお住まいだった方

手続詳細						
退去手続または入居者異動の手続が必要となります。						
必要な持ち物			期 限			
事前にご相談ください。			20日以内			
問合せ先	市営住宅管理事務所（豊田公営住宅センター内） ☎ 0565-36-0655	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

市道等の占用許可を受けていた方

手続詳細						
相続手続後に、占用許可書を受けた方の変更の手続が必要となります。						
必要な持ち物			期 限			
事前にご相談ください。			相続手続後、お早めに			
問合せ先	土木管理課（西庁舎 6階） ☎ 0565-34-6644	左記以外の 手続場所	支所	×	出張所	×

8. くらしに関すること

し尿くみ取りを行っていた方

手続詳細

非水洗・簡易水洗トイレを使用していた方が亡くなった場合、し尿くみ取り券の廃止または内容変更の手続が必要となります。

し尿くみ取り券

必要な持ち物		期 限			
☐ 来庁される方の本人確認書類 ☐ し尿くみ取り券		お早めに			
問合せ先	清掃業務課（清掃事務所） ☎ 0565-71-3003 市民課（南庁舎 1階） ☎ 0565-34-6733	左記以外の 手続場所	支所	○	出張所 ○

MEMO

古瀬間墓地公園の墓所を借りていた方

手続詳細

古瀬間墓地公園墓所の利用権をお持ちの方が亡くなった場合、利用権の承継の手続が必要となります。以下の2点を満たす方は、市民課等で必要書類を取得し、持ち物を揃えて窓口にお越しください。1点でも満たさない方は事前にご相談ください。

- ・墓所承継者の「住所」及び「本籍地」が豊田市内である
- ・墓所承継者が死亡者の「配偶者」または「子」である

必要な持ち物

- ☐ 古瀬間墓地公園墓所承継者の戸籍抄本等
- ☐ 古瀬間墓地公園墓所承継者の本籍記載の住民票
- ☐ 死体火葬許可証（古瀬間墓地公園墓所に死亡者の焼骨を埋蔵予定の場合）

期 限

お早めに

問合せ先

やすらぎ福祉総務課（東庁舎 1 階）
☎ 0565-34-6706

左記以外の
手続場所

支所

×

出張所

×

犬を飼っていた方

手続詳細

犬の登録事項変更届の提出が必要となります。

※犬の所在地が豊田市外に変わる場合は移動先の市町村窓口で手続を行ってください。

窓口以外での手続方法

市ホームページ「飼い犬についての届出」に掲載のあいち電子申請・届出システム（犬の登録事項変更届（市内間のみ）へ進んで手続を行ってください。

- ・いつでもご利用いただけます。
- ・利用者登録は不要です。

ご利用はこちらから▶



必要な持ち物

犬の登録情報がわかるもの
※不明の場合はご相談ください。

期 限

犬の新所有者が決まったら
30日以内

問合せ先

動物愛護センター（鞍ヶ池公園内）
☎ 0565-42-2533
保健衛生課（東庁舎 4 階）
☎ 0565-34-6181

左記以外の
手続場所

支所

足助

出張所

×

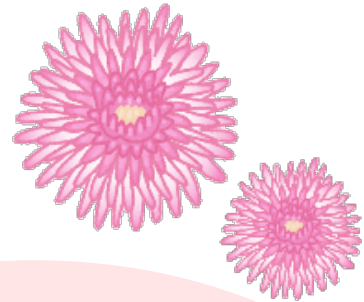


大切な方を亡くされたあなたへ

大切な人を亡くしたとき、こころやからだには、さまざまな変化が起こります。
この変化は、深い悲しみや苦しみからあなた自身を守る自然な反応です。

こころの変化

- ・ 気分が重く憂鬱
- ・ 理由もなく不安になったり、苛立ったりする
- ・ 悲しいという気持ちさえ起きない
- ・ 楽しめない、何も感じられない
- ・ 将来に希望がもてない



からだの変化

- ・ 食欲がない
- ・ 集中力が落ちる
- ・ 胃が痛い
- ・ 体力が低下する
- ・ 疲れやすい、体重が減った
- ・ 眠れない、途中で目が覚める
- ・ 頭痛や吐き気、めまいが続く



つらい症状が続くときは、ひとりで抱え込まず、
かかりつけ医や専門機関にご相談ください。

こころの悩みに関する相談先		電話番号
豊田市にお住まいの方 月～金曜日（8：30～17：15）		祝日、年末年始除く
保健支援課		0565-34-6855
どなたでもご利用可能 365日24時間対応		
愛知いのちの電話 （インターネット相談は愛知いのちの電話協会HP）		052-931-4343

問合せ先 保健支援課（東庁舎4階） ☎ 0565-34-6855

専門家による相談（予約制）

開催日時等の詳細は、市ホームページでご確認ください。

どの相談も事前に予約が必要です。

LINE または市民相談課（☎ 0565-34-6626）でご予約ください。



市ホームページ

相談名	相談日 / 内容 / 相談員
法律	週 4 回 / 相続・遺言・離婚・借金など / 弁護士
家庭悩みごと	週 2 回 / 夫婦、親子関係など / 元家庭裁判所調停委員
税務	月 2 回 / 相続税、贈与税、所得税など税務全般 / 税理士
登記（名義変更）	月 3 回 / 土地・家屋の名義変更、相続、成年後見など / 司法書士
登記（境界・分筆）	月 1 回 / 土地境界・分筆・地目変更・建物登記（新築、増築、取壊し）など / 土地家屋調査士
不動産	月 1 回 / 土地や建物の購入や売却、不動産活用など / 宅地建物取引士
労働・年金	月 1 回 / 職場や労使間での悩みごとや困りごと、社会保険、年金など / 社会保険労務士
行政への手続	月 1 回 / 相続、遺言、契約書、農地転用、開発許可などの手続 / 行政書士

問合せ先 市民相談課（南庁舎 1 階） ☎ 0565-34-6626

MEMO

遺品の整理が必要な方

不要なものの分別方法

ごみ分別無料アプリ「さんあ〜る」で確認できます。

詳しくはこちら▶



● ごみを持ち込んで処分する方

※祝日も搬入可（年末年始を除く）

区分	施設名（電話番号）	受入時間※
燃やすごみ、 粗大ごみ（可燃）	渡刈クリーンセンター （電話 0565-28-2000）	月曜日 午前 7 時 30 分～午後 4 時 火曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時
	藤岡プラント （電話 0565-76-2027）	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 土曜日 午前 8 時 30 分～正午
埋めるごみ、金属ごみ、 粗大ごみ（不燃）	グリーン・クリーン ふじの丘 （電話 0565-75-2101）	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 4 時

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコン等は市では収集を行いません。

詳しくはこちら▶



必要な持ち物

- ☐ 亡くなった方が住んでいた住所が確認できる書類
（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）
- ☐ 亡くなった方との関係がわかる書類
（戸籍謄本など）

● ごみの収集を依頼して処分する方

＊ 粗大ごみ収集を利用する LINEまたは電話での申し込み	 詳しくはこちら
＊ 市の一般廃棄物処理（収集運搬）許可業者に依頼する - 一般廃棄物処理業者一覧のPDFをご確認ください。 - 無許可業者に依頼をしないでください。	 市の許可業者についてはこちら

※詳細は二次元コード（市ホームページ）をご確認ください。

問合せ先	ごみの分別方法について：循環型社会推進課（☎ 0565-71-3001） ごみの持ち込みについて：清掃施設課（☎ 0565-28-2000） 粗大ごみの収集について：清掃業務課（☎ 0565-71-3003）
-------------	---

MEMO



市役所以外での主な手続

主な手続	問合せ先
在留カード・特別永住者証明書	名古屋出入国在留管理局 ☎ 0570-052259
パスポート	豊田加茂旅券コーナー ☎ 0565-34-2110
普通自動車、二輪軽自動車、二輪小型自動車を所有されていた方	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 (豊田市若林西町) ☎ 050-5540-2047 (音声案内)
三輪、四輪軽自動車を所有されていた方	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 (豊田市若林西町) ☎ 050-3816-1772 (音声案内)
県営住宅にお住まいだった方	三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 (豊田公営住宅センター内) ☎ 0565-34-2001
国税関係	豊田税務署 ☎ 0565-35-7777 (音声案内)
県税関係 (自動車税種別割など)	愛知県豊田加茂県税事務所 ☎ 0565-32-3383 (代表) ☎ 0565-32-7483 (自動車税直通)
不動産登記関係	名古屋法務局豊田支局 ☎ 0565-32-0006 (音声案内)
遺言書検認 相続放棄	管轄の家庭裁判所
運転免許証 運転経歴証明書	豊田警察署 ☎ 0565-35-0110 足助警察署 ☎ 0565-62-0110
健康保険 (国民健康保険以外)	亡くなった方が加入されていた健康保険組合

主な手続	問合せ先
預貯金口座等	各金融機関等
生命保険・損害保険	亡くなった方が加入されていた保険会社 または代理店
郵便物	豊田郵便局 ☎ 0570-028-062（音声案内）
固定電話 携帯電話	各契約会社
インターネット	
NHK	
ケーブルテレビ	
電気・ガス	
浄化槽（清掃、保守点検、法定検査）	
クレジットカード	

MEMO

年金に関する手続

**亡くなった方の年金受給（または加入）状況により、年金の各種手続が必要です。
手続内容や手続先の確認のため、お早めにねんきんダイヤルへお電話をお願いします。**

亡くなった方が以下のいずれかに該当する場合、手続が必要となる可能性があります。
必ずご確認ください。

- ・年金受給者
- ・20歳以上の人
- ・20歳未満の人であっても、厚生年金等に加入していた人

確認・予約先

ねんきんダイヤルで、「年金手続の内容」「手続先」「手続に必要な持ち物」をご確認ください。
※お電話の際は亡くなった方の基礎年金番号と、請求される方の基礎年金番号または個人番号のわかるものをご準備いただくと、スムーズに確認できます。

○ねんきんダイヤル○

☎ 0570-05-1165

（受付時間）

月 曜 日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

- ・祝日及び12月29日～1月3日は電話受付できません。
- ・月曜日が祝日の場合の翌開所日は、19時まで電話受付しています。

手続先が年金事務所の場合は、予約をお願いします（郵送での手続も可能です）。
ねんきんダイヤルで予約ができますが、変更等が生じた場合は下記にお電話してください。

〈年金事務所の予約受付専用電話〉

☎ 0570-05-4890

（受付時間）

月曜日～金曜日（平日） 8:30～17:15

※市役所の窓口で可能な手続も一部あります（予約不要）。市役所では「年金手続の内容」を把握できないため、ねんきんダイヤルでご確認ください。

問合せ時にご利用ください

〈必要な持ち物チェックリスト〉

- ☐ 請求者の本人確認できるもの（免許証など）
- ☐ 請求者の個人番号（マイナンバー）
または基礎年金番号がわかるもの
- ☐ 請求者の預貯金通帳、キャッシュカード等
- ☐ 死亡者の年金証書、または年金手帳など
基礎年金番号がわかるもの（省略可）
- ☐ 請求者の戸籍謄本 ※
- ☐ 死亡者の戸籍謄本（死亡の記載あり） ※
- ☐ 請求者の住民票（マイナンバー記載あり）
- ☐ 死亡者の住民票の除票（本籍、続柄の記載あり）
- ☐ 死亡診断書（コピー可）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書（死亡者と請求者が別世帯または別居していた場合）
- ☐ 委任状
- ☐ 委任を受ける方（来庁される方）の本人確認できるもの
- ☐ その他（ ）

※戸籍謄本について

- ・役所で交付を受けてください。
- ・返却を希望される場合は『返却希望』と窓口職員にお伝えください。
- ・死亡日以後、かつ、年金請求書提出日の6か月前までに発行してあるものが有効です。

最寄りの年金事務所

豊田年金事務所（お客様相談室）（旧豊田社会保険事務所）

〒471-8602 豊田市神明町3丁目33-2

期限

亡くなった後、お早めに手続してください（2年を経過しますと、手続できなくなる場合があります）。

各種基金について

国民年金基金、企業年金基金など各種基金については、それぞれの窓口でご相談ください。

豊田市役所庁舎案内



庁舎案内 市ホームページ



支所・出張所一覧

支所・出張所名	住所	電話番号
旭支所	豊田市小渡町船戸15-1	☎ 0565-68-2211
足助支所	豊田市足助町宮ノ後26-2	☎ 0565-62-0600
稲武支所	豊田市稲武町竹ノ下1-1	☎ 0565-82-2511
小原支所	豊田市小原町上平441-1	☎ 0565-65-2001
上郷支所	豊田市上郷町5-1-1	☎ 0565-21-0001
猿投支所	豊田市四郷町東畑70-1	☎ 0565-45-1211
下山支所	豊田市大沼町越田和37-1	☎ 0565-90-4411
高岡支所	豊田市高岡町長根51	☎ 0565-53-7779
高橋支所	豊田市東山町2-1-1	☎ 0565-80-0077
藤岡支所	豊田市藤岡飯野町田中245	☎ 0565-76-2103
松平支所	豊田市九久平町寺前16	☎ 0565-58-0001
石野出張所	豊田市力石町深田57-2	☎ 0565-41-2001
保見出張所	豊田市保見町四反田121-1	☎ 0565-48-8006

開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

主な公共施設案内



MEMO

相続に関する手続チェックリスト

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

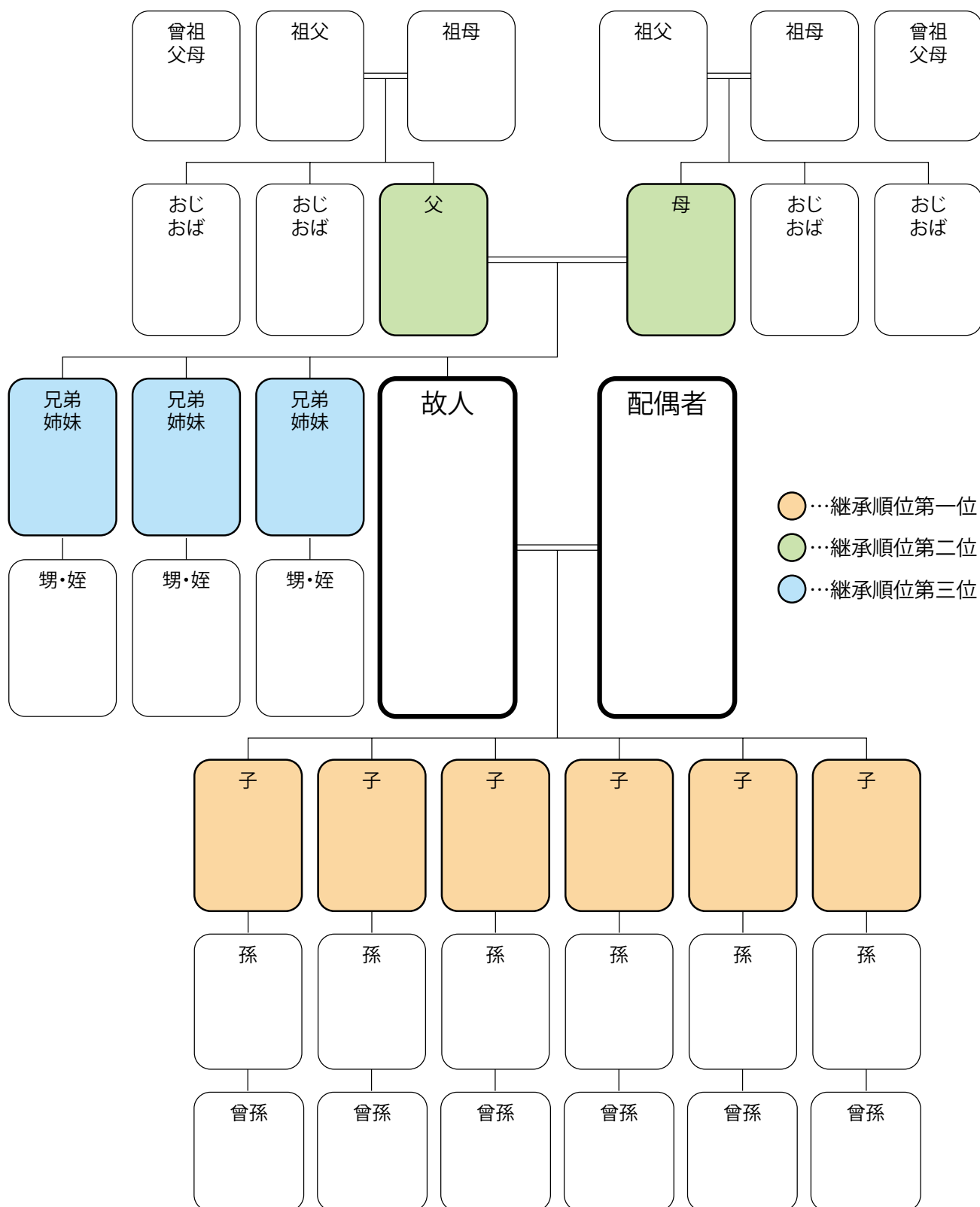
委任状

広告掲載事業者

☑	項 目	期 日	手続場所	手続詳細
☐	相続人の調査・確定	速やかに		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出て取得してください。
☐	遺言書の探索		法務局またはお近くの公証役場	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査			被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。

☒	項 目	期 日	手続場所	手続詳細
☐	遺産分割協議の作成・提出（協議書の作成）	速やかに	金融機関・役所	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認 ※限定承認とは… 相続によって得たプラスの財産を限度として、マイナスの財産も引き継ぐこと	相続の開始があったことを知った日の翌日から3か月以内	被相続人の住所地を所轄する家庭裁判所	家庭裁判所への申述が必要となります。
☐	所得税の準確定申告・納付	相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内	被相続人の住所地を所轄する税務署	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合、所得税の申告と納付を行う必要があります。 ※申告が不要な場合もあります。
☐	相続税の申告・納付	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内	被相続人の住所地を所轄する税務署	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が一定額を超える場合、相続税の申告と納付を行う必要があります。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは 50 ページまたは法務局ホームページをご覧ください。



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

手続早見表

市役所での手続

市役所からのお知らせ

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に相続登記の申請**をしなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ

①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ

②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ

④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ

⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

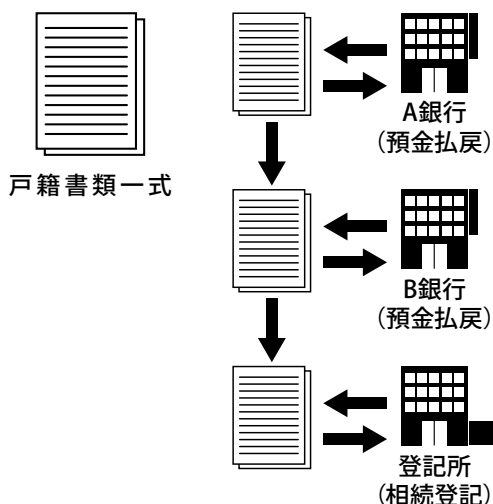
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

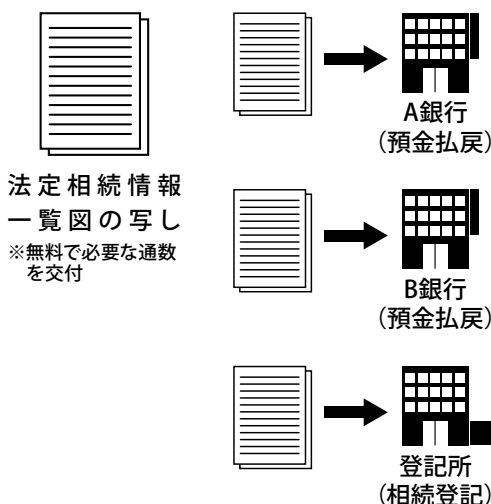
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご確認ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



制度に関する詳細は、
法務局ホームページを
ご覧ください。



委任状

令和 年 月 日

委任者	住所			
	氏名	印 自署の場合は押印不要	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

下記の者に、次の手続を委任します。

- 【委任事項】※□にチェックをして、手続の内容を記入してください。
- ☐ おくやみコーナーでの手続（亡くなった方の氏名： ）
- ☐ 国民健康保険の葬祭費支給申請
- ☐ 介護保険の高額介護サービス費等の振込口座変更手続
- ☐ （ ）
- ☐ その他の手続（ ）

受任者 （窓口に来られる方）	住所			
	氏名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	委任者との関係	親族（続柄 ）・その他（ ）		

豊田市長 様

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、記載してください。
※日付を必ず記載してください。

発	行	豊田市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 9 月

